

高知県木質資源利用促進事業費補助金交付要綱 (改正)	高知県木質資源利用促進事業費補助金交付要綱 (旧)
<p>第1条 「略」</p> <p>第2条 県は、森林資源を活かした循環型社会の形成並びに新たな産業及び雇用の創出に向け、木質バイオマスエネルギーの地域循環利用の促進を図るため、<u>合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱 (平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知)</u>、<u>合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策実施要綱 (平成28年1月20日付け27林整計第236号農林水産事務次官依命通知)</u>、<u>木材産業国際競争力強化対策実施要領 (平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知)</u>、<u>木材産業国際競争力強化対策実施要領の運用について (平成28年1月20日付け27林整計第238号林野庁長官通知)</u>、<u>木質バイオマス利用促進対策のうち木質バイオマス燃料品質向上施設整備交付金事業実施要領 (令和3年1月28日付け2林政利第127号林野庁長官通知)</u>、<u>木質バイオマス利用促進対策のうち木質バイオマス燃料品質向上施設整備交付金事業実施要領の運用について (令和3年1月28日付け2林政利第128号林野庁長官通知)</u>、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱 (平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知)、林業成長産業化総合対策実施要綱 (平成30年3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次官依命通知)、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領 (平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知) 等に基づき、別表第1に掲げる事業主体が事業を行うために要する経費について、同表に掲げる補助事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条 「略」</p> <p>第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、補助金の交付を受けようとするときは、所轄の林業事務所長 (嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。以下「所長」という。) に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、第1項の規定による書類の提出に当たって、納期限の到来した県税について滞納がないことを証するもの (県税事務所で発行する全税目の納税証明書) <u>及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書等</u>を添えて提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書を添えて提出するものとする。</p> <p>第5条～第6条 (9) 「略」</p> <p>(10) 県税<u>及び県に対する税外未収金債務</u>の滞納がないこと。</p>	<p>第1条 「略」</p> <p>第2条 県は、森林資源を活かした循環型社会の形成並びに新たな産業及び雇用の創出に向け、木質バイオマスエネルギーの地域循環利用の促進を図るため、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱 (平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知)、林業成長産業化総合対策実施要綱 (平成30年3月30日付け29林政経政第892号農林水産事務次官依命通知)、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領 (平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知) 等に基づき、別表第1に掲げる事業主体が事業を行うために要する経費について、同表に掲げる補助事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条 「略」</p> <p>第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、補助金の交付を受けようとするときは、所轄の林業事務所長 (嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。以下「所長」という。) に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、第1項の規定による書類の提出に当たって、納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの (県税事務所で発行する全税目の納税証明書) を添えて提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書を添えて提出するものとする。</p> <p>第5条～第6条 (9) 「略」</p> <p>(10) 県税の滞納がないこと。</p>

(11) 「略」

(12)別表第1のメニュー（事業）のうち1木質バイオマス利用施設等整備の補助事業において、市町村以外のものが事業主体である場合は、補助金等交付申請書の提出に当たり別記第1号様式の別紙5による「誓約書」を添えなければならないこと。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成24年4月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第10条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月21日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年5月22日から施行し、平成29年度事業から適用する。
- 2 改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月4日から施行し、平成30年度事業から適用する。
- 2 改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

(本要綱の様式、別紙について押印を廃止します。)

(11) 「略」

(12)別表第1のメニュー（事業）のうち1木質バイオマス利用施設等整備の補助事業において、市町村以外のものが事業主体である場合は、補助金等交付申請書の提出にあたり別記第1号様式の別紙5による「誓約書」を添えなければならないこと。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成24年4月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第10条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月21日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年5月22日から施行し、平成29年度事業から適用する。
- 2 改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月4日から施行し、平成30年度事業から適用する。
- 2 改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から施行する。

高知県木質資源利用促進事業費補助金交付要綱(改正)

4 事業完了予定年月日
年 月 日

5 収支予算

(1) 収入 単位:円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 費		
計		

(2) 支出 単位:円

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
事 業 費		
附 帯 事 務 費		
計		

6 添付資料

- (1) 補助金の交付に関する規定(市町村の継ぎ足し補助がある場合)
- (2) 市町村以外の事業主体が当該補助金に消費税等相当額を含めて補助金の交付を申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書(写し)、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書(写し)
- (3) 実施設計書等
- (4) 補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合に限り、別紙3を添えてください。
- (5) 高知県木質資源利用促進事業事務取扱要領(以下「要領」という。)第2の1の(2)の規定による「木質バイオマス利用推進に向けた課題解決につながる事業」については、別紙4を添えてください。
- (6) 別表第1のメニュー(事業)1木質バイオマス利用施設等整備において、市町村以外の事業主体は、補助金等交付申請書の提出に当たり別紙5を添えてください。
- (7) 市町村以外の事業主体は、別紙6を添えてください。
- (8) 別表第1のメニュー(事業)1木質バイオマス利用施設等整備のうち木質バイオマス加工流通施設等整備については、別紙7-1、別紙7-2を添えてください。

高知県木質資源利用促進事業費補助金交付要綱(旧)

4 事業完了予定年月日
年 月 日

5 収支予算

(1) 収入 単位:円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
市 町 村 費		
計		

(2) 支出 単位:円

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
事 業 費		
附 帯 事 務 費		
計		

6 添付資料

- (1) 補助金の交付に関する規定(市町村の継ぎ足し補助がある場合)
- (2) 市町村以外の事業主体が当該補助金に消費税等相当額を含めて補助金の交付を申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書(写し)、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書(写し)
- (3) 実施設計書等
- (4) 補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合に限り、別紙3を添えてください。
- (5) 高知県木質資源利用促進事業事務取扱要領(以下「要領」という。)第2の1の(2)の規定による「木質バイオマス利用推進に向けた課題解決につながる事業」については、別紙4を添えてください。

別紙6

(新規)

誓約書兼同意書

私は、高知県木質資源利用促進事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること(関係各課への個人情報提供及び滞納の有無に関する情報の共有)及び照会の結果について〇〇市<町村>に提供すること>に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金
- ・貸付金償還金
- ・農業改良資金貸付金償還金
- ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

(代表者・職)氏名(自署)

高知県木質資源利用促進事業費補助金交付要綱(改正)

高知県木質資源利用促進事業費補助金交付要綱(旧)

別紙7-1

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:木材産業)
事業者向け チェックシート

事業者名(工場名)	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	製材業 / 集成材製造業 / 合平板製造業 / LVL製造業 / 床材製造業 / 木材チップ製造業 / プレカット製造業 / 木材・竹材卸売業 / その他()
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○ 実施 × 実施していない △ 予定、実施予定 - 該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者及び担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を行う。外国人技能実習生等を受け入れている場合は、確実に内容を理解できる方法により行う。また、作業安全に関する最新の知見及び情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能、免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼、定期的な集会等により、作業の計画及び安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	

(新規)

高知県木質資源利用促進事業費補助金交付要綱(改正)

高知県木質資源利用促進事業費補助金交付要綱(旧)

具体的な事項		○ 実施 × 実施していない △ 今後、実施予定 ― 該当しない
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	
1-(2)-②	木材加工用機械等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を周知・徹底する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装、保護具等を着用させる。	
1-(2)-④	日常的な確認、健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩を設ける。また、暑熱環境下では水分及び塩分摂取を推奨する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料、薬品等危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取扱う。	
1-(3)-②	機械、刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の整備	
1-(4)-①	職場及び個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢に配慮した作業環境の整備及び作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化及び可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備及び注意喚起を行う。	
1-(4)-⑤	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事故事例、ヒヤリ・ハット事例等の情報の分析及び活用	

(新規)

高知県木質資源利用促進事業費補助金交付要綱(改正)

高知県木質資源利用促進事業費補助金交付要綱(旧)

具体的な事項		○ 実施 × 実施していない △ 今後、実施予定 － 該当しない
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例及びヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者及び家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応並びに再発防止策の検討及び実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

(新規)

高知県木質資源利用促進事業費補助金交付要綱(改正)

高知県木質資源利用促進事業費補助金交付要綱(旧)

別紙7-2

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:木材産業)

事業者団体向け チェックシート

事業者団体名	
記入者 役職・氏名	
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 -:該当しない
1	構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う	
1-①	構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。	
1-②	構成員に対し、最新の知見、優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。	
1-③	構成員の安全対策の対応力の向上のための研修の実施及び外部の研修の紹介を行う。	
1-④	構成員が共同利用する場所等を管理している場合は、安全に配慮して作業環境の改善及び整備を行う。	
1-⑤	構成員の安全に配慮された資機材等の導入・更新に対し助言及び支援を行う。	
1-⑥	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例及びヒヤリ・ハット事例を分析・共有し、構成員の安全対策に活かす。	
1-⑦	構成員向けの作業安全に係るガイドライン等の作成及び既存のガイドライン等の周知を行う。	
1-⑧	構成員からの安全対策に係る相談体制を整備する。	
1-⑨	効果的な作業安全対策を講じるために関係機関等との連携を図る。	
2	構成員の事故発生時に備えた措置を講じる	
2-①	構成員の労災保険等の加入状況、意向等を把握し、補償措置の確保を支援する。	
2-②	構成員が事故発生時の事業継続のために行う準備を支援する。また、事故発生時に積極的に支援を行う。	

(新規)

高知県木質資源利用促進事業事務取扱要領（改正）	高知県木質資源利用促進事業事務取扱要領（旧）
<p>第1～第5 「略」</p> <p>第6 利用効果</p> <p>1 達成状況調査報告</p> <p>補助事業者の長は、事業完了後において次により当該計画の達成状況を調査し、その結果を所長に報告するものとし、報告を受けた所長は、所定の様式により当該結果の分析・評価を行うとともに事業の課題及び今後の対応等を整理して、各調査年度の翌年度に、次の定期報告については、7月末日（<u>合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金を活用した事業にあっては5月末日</u>）までに、次の費用対効果分析については、9月末日までに知事に報告するものとする。</p> <p>(1) 定期報告</p> <p>① 補助事業者の長は、事業を実施した年度から目標年度（事業実施年度の翌年度から<u>起算して5年目</u>、<u>ただし、森林整備加速化・林業再生事業及び合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金を活用した事業にあっては3年目</u>）までの全ての年度において計画の達成状況を調査し、各調査年度の翌年度の7月末日（<u>合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金を活用した事業にあっては5月末日</u>）までに別記第11号様式による達成状況調査報告書により、その結果を所長に報告するものとする。</p> <p>② 収支を伴う施設については、当該施設の運営が開始された年度の実績から、別記第11号様式の(3)による報告も行うものとする。</p> <p>③ ①の報告で、事業計画に対し達成率が80%未満となった年度においては、施設ごとにその要因及び目標の達成に向けた取組について記載するものとする。 なお、第6の4に基づく改善措置等を実施する場合は、改善計画の作成をもってこれに代えることができる。</p> <p>第6(2)～第8 「略」</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成24年4月17日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成25年4月17日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成27年4月21日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成28年4月7日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成29年5月22日から施行し、平成29年度事業から適用する。</p> <p>2 改正前の本要領に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成30年4月4日から施行し、平成30年度事業から適用する。</p> <p>2 改正前の本要領に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成31年3月19日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和2年3月24日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和2年8月6日から施行する。</p> <p>2 令和2年度に限り、第6の1及び第6の1の(1)に規定する「7月末日」を「8月18日」と読み替えるものとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和3年3月24日から施行する。</u></p> <p><u>(本要領の様式、別紙について押印を廃止します。)</u></p>	<p>第1～第5 「略」</p> <p>第6 利用効果</p> <p>1 達成状況調査報告</p> <p>補助事業者の長は、事業完了後において次により当該計画の達成状況を調査し、その結果を所長に報告するものとし、報告を受けた所長は、所定の様式により当該結果の分析・評価を行うとともに事業の課題及び今後の対応等を整理して、各調査年度の翌年度に、次の定期報告については、7月末日までに、次の費用対効果分析については、9月末日までに知事に報告するものとする。</p> <p>(1) 定期報告</p> <p>① 補助事業者の長は、事業を実施した年度から目標年度（事業実施年度の翌年度から5年目）までの全ての年度において計画の達成状況を調査し、各調査年度の翌年度の7月末日までに別記第11号様式による達成状況調査報告書により、その結果を所長に報告するものとする。</p> <p>② 収支を伴う施設については、当該施設の運営が開始された年度の実績から、別記第11号様式の(3)による報告も行うものとする。</p> <p>③ ①の報告で、事業計画に対し達成率が80%未満となった年度においては、施設ごとにその要因及び目標の達成に向けた取組について記載するものとする。 なお、第6の4に基づく改善措置等を実施する場合は、改善計画の作成をもってこれに代えることができる。</p> <p>第6(2)～第8 「略」</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成24年4月17日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成25年4月17日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成27年4月21日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成28年4月7日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成29年5月22日から施行し、平成29年度事業から適用する。</p> <p>2 改正前の本要領に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成30年4月4日から施行し、平成30年度事業から適用する。</p> <p>2 改正前の本要領に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成31年3月19日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和2年3月24日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和2年8月6日から施行する。</p> <p>2 令和2年度に限り、第6の1及び第6の1の(1)に規定する「7月末日」を「8月18日」と読み替えるものとする。</p>